

平成 26 年 2 月 10 日

「倫理規則」及び「独立性に関する指針」の改正並びに「利益相反に関する指針」の制定に関する公開草案に対する意見

公益社団法人 日本監査役協会

平成 26 年 1 月 21 日付けで貴会から公表された「倫理規則」及び「独立性に関する指針」の改正並びに「利益相反に関する指針」の制定に関する公開草案について、当協会の意見を以下のとおり申し述べますので、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

独立性に関する指針（6～7 頁）

《X 第 1 部に関する違反》47 項について

意見 本規定に基づく会計事務所等としての監査契約の継続又は解除に関する判断は、監査役等の意見を斟酌した上で、会計事務所等が自らの判断に基づいて行うべきものであることを確認願いたい。

理由 (i) 会社法上、監査役等は、会計監査人の選・解任議案、及び報酬について同意権を有している（会社法第 344 条、第 399 条）。

また、監査役等は自らの監査結果に基づいて会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するほか（会社計算規則第 127 条二号）、その判断のために、会計監査人から「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項」の通知を受ける立場にある（会社計算規則第 131 条一号）。これらの規定の趣旨は、会計監査人の独立性の確保である。

監査役等は、会計監査人の独立性に関して疑義が発生した場合は、漫然と放置することなく会計監査人と意見交換し、必要に応じ意見を表明することもその責務の一つであり、会計事務所等から、適時に、その内容及び対応策について報告を受けることは重要である。しかしながら、会社法上、独立性に関する会計事務所等による対応策が十分であることを承認したり、保証したりする立場にはない。

(ii) 本項について検討すると、監査役等の「了解」を得なければならないとあるが、「了解」がどのような行為を指し、どのような意味を有するかが明確ではない。

本項後段では、「…監査役等が、当該対応策が十分であるという会計事務所等の見解に了解しない場合、会計事務所等は、監査業務契約を解除するために必要な対応策を講じなければならない。」と規定しており、監査役等の「了

解」がない場合は、会計監査人が契約を解除しなければならず、監査役等の了解が得られる場合は監査業務契約を継続できるといった、あたかも監査役等の「了解」の有無が、会計事務所等の判断を拘束もしくは保証するかのごとく解釈することができ、上述の会社法に基づく監査役等の権限と齟齬が生じるおそれがある。

以上